

新採用学校事務職員等研修会  
(2回目) 資料

# 寒冷地手当

令和2年9月25日

中南教育事務所

# 寒冷地手当

## 1 概要

毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下、「基準日」という。）において、北海道、県内その他寒冷の地域で人事委員会が定めるもの（以下「寒冷地」という。）に在勤する職員に支給される手当。

（注）再任用職員には支給されない。

## 2 支給額

（1）県内及び北海道（人事委員会が定める地域を除く。）に在勤する者

| 地域の区分 | 基準日における世帯等の区分 |              |        |
|-------|---------------|--------------|--------|
|       | 世帯主である職員      |              | その他の職員 |
|       | 扶養親族のある職員     | その他の世帯主である職員 |        |
| 県内    | 17,800円       | 10,200円      | 7,360円 |
| 北海道   | 23,360円       | 13,060円      | 8,800円 |

※ 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となる扶養親族であって、かつ、扶養手当に係る届出がなされているものをいいます。

※ 「世帯主」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員であって、「扶養親族のある職員」と「その他の世帯主である職員」の2種類があります。

①「扶養親族のある世帯主である職員」とは、扶養親族を有する者をいう。

②「その他の世帯主である職員」とは、世帯主であって、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構えている者、若しくは下宿、寮等の一部屋を占有している者をいう。

※ 「その他の職員」とは、世帯区分が上記の①及び②のいずれにも該当しない者をいいます。

※ 「扶養親族のある職員」には次の職員を含まないものとする。

①寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるもの（職員の居住する住居（当該住居が二以上ある場合にあっては、すべての当該住居）と寒冷地の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（以下、「最短距離」という。）が60km以上であるもの）

②単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって、扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が60km以上であること。

※ 「扶養親族のある職員」に含まない職員は、異動等に伴い、寒冷地以外の地域から寒冷地に、配偶者等と別居して赴任する職員及びそれに相当すると任命権者が認めるものに限るものとして取り扱う。

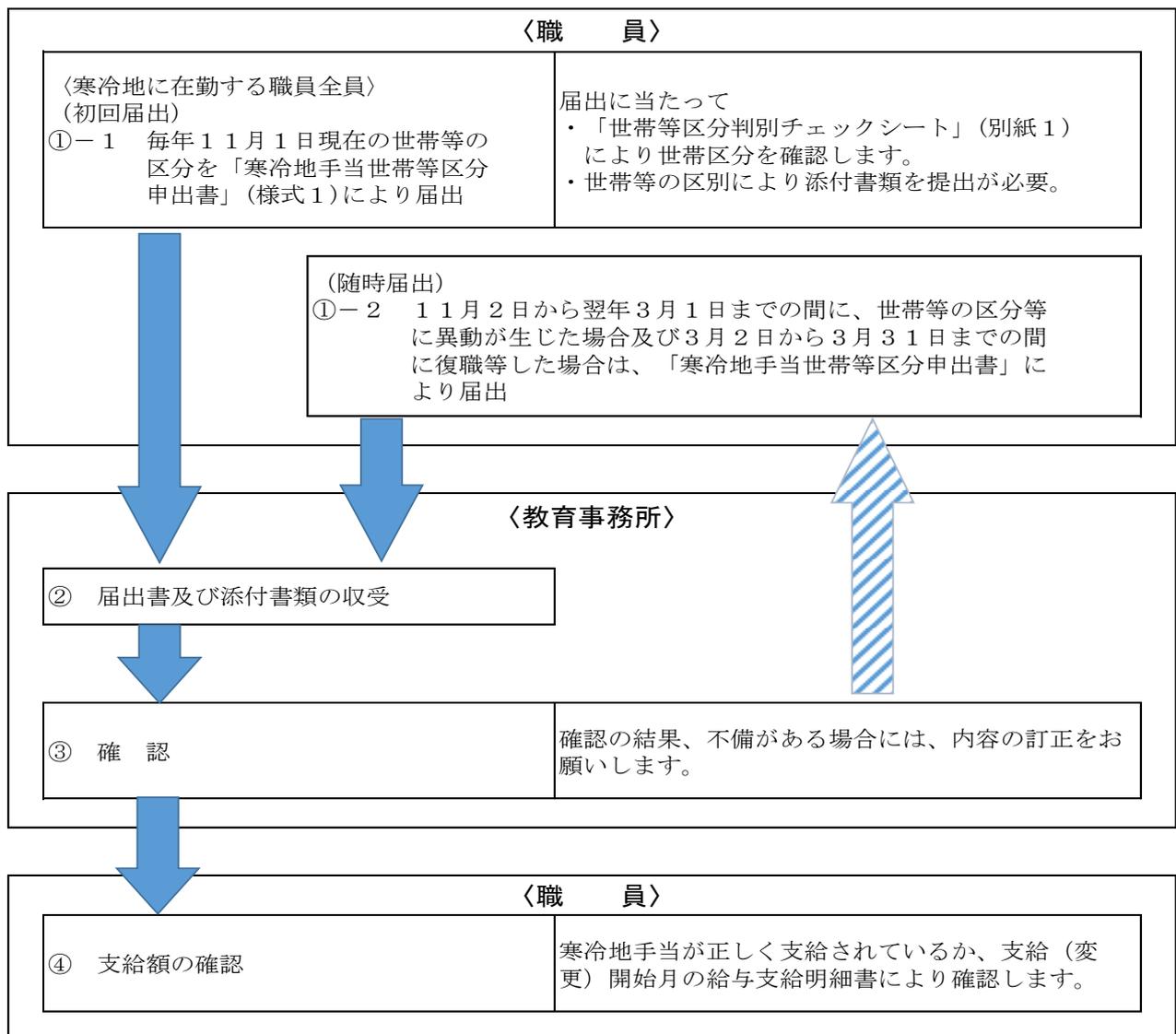
- (2) 県内及び北海道以外に在勤する者  
人事委員会の承認を得て、任命権者が定める額

### 3 支給制限

基準日において寒冷地に在勤する職員のうち、当該基準日の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次に掲げる職員は支給対象から除く。

- ①刑事休職者    ②無休休職者    ③停職者    ④専従休職者    ⑤大学院修学休業職員
- ⑥育児休業者    ⑦外国派遣職員
- ⑧公益的法人等派遣職員（公益的法人等派遣条例の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。）
- ⑨自己啓発等休業職員    ⑩配偶者同行休業
- ⑪本邦外にある職員（外国派遣職員及び扶養親族のある職員を除く。）

### 4 事務処理



## 5 事例

次の事例について、正しい世帯等の区分はいずれか。

① アパートで一人暮らしをしている職員（扶養親族なし）

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

② 収入が職員よりも多い父母の所有する自宅に居住している職員（扶養親族なし）

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

③ 同居している夫婦（職員（扶養親族なし）と民間企業勤務の夫）で、主として職員の収入で世帯の生計を支えている場合

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

④ 同居している夫婦（夫婦とも県職員で、主として夫の収入によって世帯の生計を支えている）で、夫が子どもを扶養し、妻が実家の両親を扶養している場合

（夫の区分）

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

（妻の区分）

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

⑤ 扶養親族が配偶者1人で、青森市に居住し同市の学校に勤務する職員が、八戸市の学校へ異動となったが、扶養親族は青森市に引き続き居住し、職員が単身で八戸市の学校へ赴任し、単身赴任手当を受給することとなった場合

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

⑥ 扶養親族が子1人で、青森市に居住し同市の学校に勤務する職員で、職員に異動はないが、当該子が進学のため東京に転居した場合

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

## 事例（回答）

次の事例について、正しい世帯等の区分はどれか。

① アパートで一人暮らしをしている職員（扶養親族なし）

1 扶養親族のある職員    2 その他の世帯主    3 その他の職員

【回答】 2

【解説】 アパートや公舎等に居住している場合は、一戸を構えているものとして扱います。

② 収入が職員よりも多い父母の所有する自宅に居住している職員（扶養親族なし）

1 扶養親族のある職員    2 その他の世帯主    3 その他の職員

【回答】 3

【解説】 職員よりも収入が多い父または母を世帯主とみることが妥当です。

※世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている者です。

③ 同居している夫婦（職員（扶養親族なし）と民間企業勤務の夫）で、主として職員の収入で世帯の生計を支えている場合

1 扶養親族のある職員    2 その他の世帯主    3 その他の職員

【回答】 2

【解説】 職員を世帯主とみることが妥当です。

④ 同居している夫婦（夫婦とも県職員で、主として夫の収入によって世帯の生計を支えている）で、夫が子どもを扶養し、妻が実家の両親を扶養している場合

（夫の区分） 1 扶養親族のある職員    2 その他の世帯主    3 その他の職員

（妻の区分） 1 扶養親族のある職員    2 その他の世帯主    3 その他の職員

【回答】 （夫の区分） 1    （妻の区分） 3

【解説】 夫を世帯主と見ることが妥当です。また、同一の世帯に世帯主は1人となりますので、妻は扶養親族を有していても「その他の職員」となります

⑤ 扶養親族が子1人で、青森市に居住し同市の学校に勤務する職員が、八戸市の学校へ異動となったが、扶養親族は青森市に引き続き居住し、職員が単身で八戸市の学校へ赴任し、単身赴任手当を受給することとなった場合

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

【回答】 1

【解説】 夫婦が異動等により、やむをえず別居している場合であって、それぞれの収入により別々に生計を支えている事情が認められる場合は、それぞれ「主としてその収入によって生計を支えている職員」として認定できます。

⑥ 扶養親族が子1人で、青森市に居住し職員に異動はないが、当該子が進学のため東京に転居した場合

- 1 扶養親族のある職員      2 その他の世帯主      3 その他の職員

【回答】 1

【解説】 子が進学のために転居した場合は、「扶養親族のある職員」として取り扱います。

寒冷地手当世帯等区分届出書

寒冷地手当の世帯等の区分について、次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日提出

| 青森県教育委員会教育長 殿  |   | 所属名   |     | 職員番号 |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|---|---|-----|------|--|--|--|----|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |   | 職・氏名  |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (届出の理由)<br><input type="radio"/> 初回の届出<br><input type="radio"/> 世帯等区分の異動<br><input type="radio"/> 在勤地域区分の異動<br><input type="radio"/> その他 ( )<br>届出の理由が生じた日：令和 年 月 日<br><br>(在勤地域区分)<br><input type="radio"/> 県内、盛岡市、大館市等<br><input type="radio"/> 札幌市<br><input type="radio"/> 北斗市<br><input type="radio"/> その他の地域 ( ) |   |   |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 世帯等の区分   |   |   |     | 左の状況 |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 世帯主  | <input type="radio"/> 扶養親族のある職員<br>主としてその収入によって世帯の生計を支えている者であって、扶養親族を有する者<br>※「扶養親族」は扶養手当に係る届出がなされているものをいう。 | 扶養親族の状況 (扶養手当の届出状況)<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>居住地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※扶養親族全員の居住地を、市町村名まで記載すること。<br><br>(注) 世帯主等の区分について<br>(1) 「扶養親族のある職員」には、異動に伴い寒冷地以外の地域から寒冷地に配偶者等と別居して赴任する職員等は含まない。<br>(2) 同一世帯内に世帯主は一人となる。 |     |      |  |  |  | 氏名 | 続柄 | 居住地 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 氏名  | 続柄  | 居住地 |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |   |   |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |   |   |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |   |   |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |   |   |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |   |   |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <input type="radio"/> その他の世帯主である職員<br>主としてその収入によって世帯の生計を支えている者で、扶養親族を有しないが、居住のため一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者<br>※この区分に属する職員は別に定める書類を提出すること。  |   |   |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非世帯主   | <input type="radio"/> その他の職員<br>上記の世帯等の区分のいずれにも該当しない者 (世帯主でない者)   |   |     |      |  |  |  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

該当する○を黒く塗りつぶし、必要事項を記載すること。

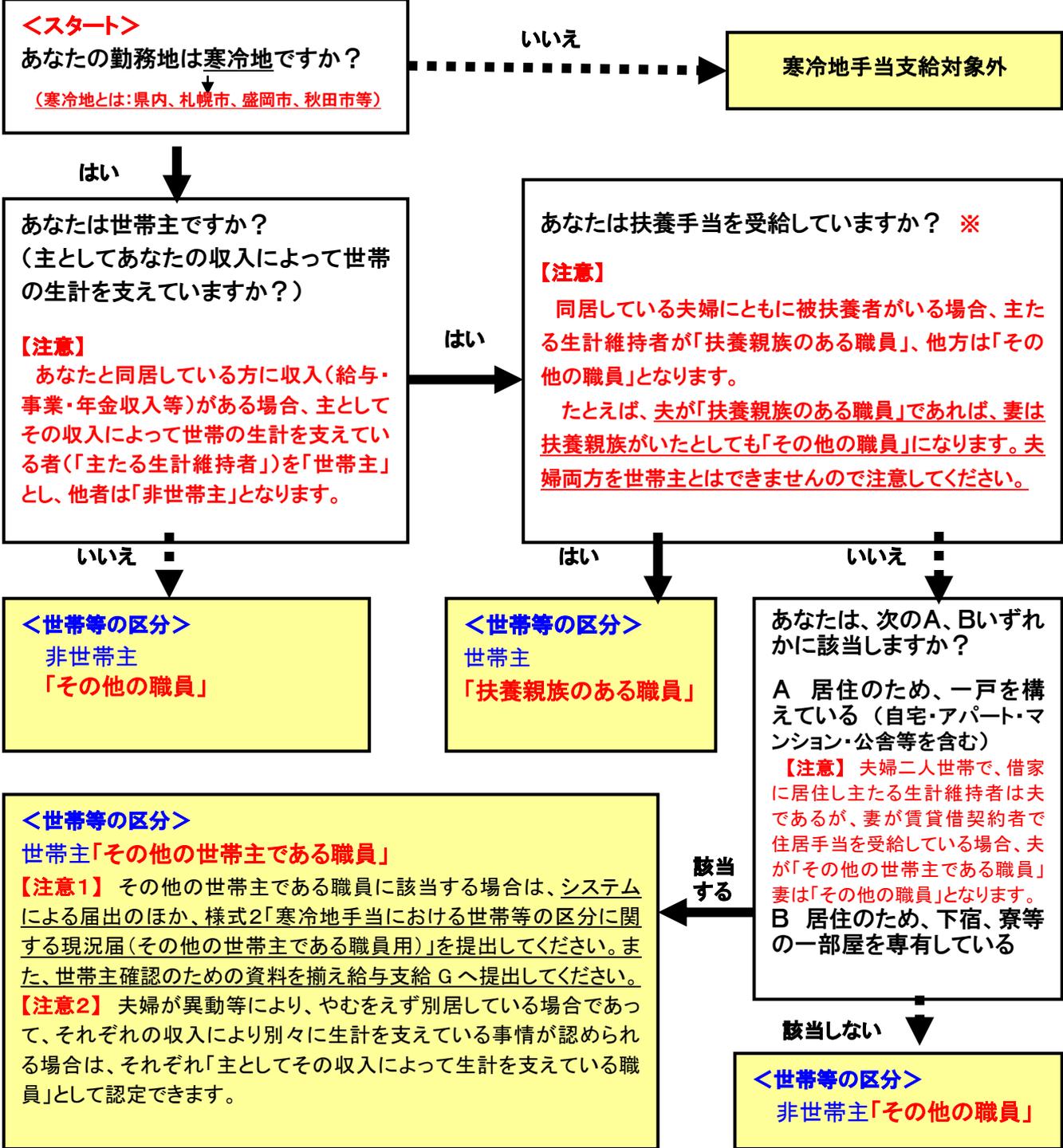
世帯等の区分が、世帯主 (扶養親族のある職員)、世帯主 (その他の世帯主である職員)、非世帯主 (その他の職員) の状況について、上記のとおり確認する。

令和 年 月 日

|    |      |   |    |
|----|------|---|----|
| 決裁 | 総務課長 | / | 担当 |
|    |      | / |    |

# 世帯等区分判別チェックシート

世帯等区分は、「扶養親族のある職員」、「その他の世帯主である職員」、「その他の職員」の3種類です。下記チェックシートにより、あなたがこのうちどれに該当するか確認しましょう。



※ 「扶養親族のある職員」には、次の者は含まない。

- ① 寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるもの(職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合にあつては、すべての当該住居)と寒冷地の市役所又は町村役場との間の距離のうち、もっとも短いもの(以下「最短距離」という。)が60 km以上であるものに限る。)
- ② 単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が60 km以上であるもの。